

平成30年度 次世代省エネ建材支援事業（二次公募）

一次公募からの主な変更点一覧

変更項目	一次公募	二次公募	公募要領（二次公募）の該当項目
補助金の下限額について	補助金の下限額、1住戸当たり40万円（補助対象経費の合計は1住戸当たり80万円以上）	補助金の下限額、1住戸当たり20万円（補助対象経費の合計は1住戸当たり40万円以上）	P5 1 - 8 - ④
補助対象製品の導入要件等について	-	「任意製品」に断熱リノベ事業に登録されている断熱材（D1グレード）を追加。	P4 1 - 6
	任意製品（窓、玄関ドア、ガラス、調湿建材）の導入は、必須製品（断熱パネル又は潜熱蓄熱建材）を導入した居室等に限る。	任意製品（断熱材、窓、玄関ドア、ガラス、調湿建材）は、必須製品（断熱パネル又は潜熱蓄熱建材）を導入した居室等以外にも導入可能とする。	P9 2 - 1
	「必須製品（導入必須となる製品）」の導入割合が、補助対象経費の1/2以上であること。	居室又は玄関、トイレ、浴室、洗面脱衣所のいずれか一室の一面に「必須製品（導入必須となる製品）」を導入すること。	P9 2 - 1 - ①
施工の要件について	断熱パネル等を施工する際、既存の床、壁、天井を撤去せずに室内側から施工すること。	下地補強や耐荷重強度担保等の為の既存内装の仕上材等の解体撤去可能(解体撤去費は補助対象外)。	P9 2 - 1 - ①、③、⑦
アンケートについて	-	アンケートの回答を要件に追加。	P6 1 - 10 - ③
公募方法	公募採択式	先着順	P12 3 - 1 - ④